

戸塚区品濃町最終処分場
に係る検証結果報告書

平成18年12月

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会

はじめに

戸塚区品濃町最終処分場は、横浜市のほぼ中心部、横浜新道沿いに位置する。この処分場は、産業廃棄物最終処分場の枯渇が言われるなかで、大量の産業廃棄物が排出される大東京圏の中に立地する処分場として設置された。しかし、ある時期以降に許可容量を上回る産業廃棄物が受け入れられたために、現在では廃棄物の崩落や飛散流出の危険性が生じ、また、地下水の汚染という生活環境保全上の支障が生じてきている。

横浜市は早い段階からこの事業者に対して行政指導を行い、措置命令等を発令して改善を求めてきたが、事業者は既に倒産状態にあり、平成 17 年 10 月には行政代執行の手続きが開始されている。本事案において行政代執行が進められることとなれば、本来排出事業者が自らの責任で処理しなければならない産業廃棄物の処理に、市民の税金が投入されることになる。

産業廃棄物の不適正処理はなぜ生じたのか。戸塚区品濃町最終処分場検証委員会は、この処分場に対して横浜市が行った行政行為を検証し、同様の問題が二度と生じないようにすることを目的として平成 18 年 1 月に設置された。

本委員会では、8 回の検証委員会を開催し、排出事業者、処理業者及び行政の役割や本事案の特徴を考慮して検証作業を進めた。この間、現地視察や先行事例調査を行った。環境問題の解決はあらゆる主体が環境配慮の行動をとることによって達成できる。このような考え方のもとに、横浜市の対応について、より本質的な原因がどこにあるのかを究明し、実効性のある再発防止策を提示することに努めた。委員各位には各専門分野の知識、経験等を踏まえて真摯に意見を述べていただき、また、事務局各位には膨大な事務的作業を円滑に進めていただいた。記して御礼を申し上げたい。

最後に、本報告書が、横浜市の今後の産業廃棄物行政の一助となれば幸いである。

平成 18 年 12 月

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会委員長 小賀野 晶一

本 編 目 次

第1章 検証委員会の目的及び検証の方法	1
1 目的	
2 検証の基本方針	
3 検証の方法	
4 委員会の開催状況	
第2章 戸塚区品濃町最終処分場事案の概要	3
1 戸塚区品濃町最終処分場の概要	
2 経緯	
3 事案の特徴	
4 市民からの苦情などの状況	
第3章 市の対応状況などの調査結果	9
1 平成7年頃から平成9年2月まで（Ⅰ期）	
2 平成9年12月から平成10年6月まで（Ⅱ期）	
3 平成11年9月から平成12年12月まで（Ⅲ期）	
4 平成14年1月から平成17年7月まで（Ⅳ期）	
第4章 評価	17
1 評価の方法	
2 各期ごとの整理及び評価	
3 総合評価	
第5章 再発防止のために	23
1 処分場における効果的な指導	
2 行政指導に係わる基準の作成	
3 廃棄物処理業者指導の充実	
4 組織内の情報共有と専門技術の向上	
5 関係機関との連携	

第1章 検証委員会の目的及び検証の方法

1 目的

本委員会は、株式会社三興企業（以下「三興企業」という。）が横浜市戸塚区品濃町に設置した最終処分場で行った不適正処理に関して、これまでに市が講じた措置などについて検証を行い、再発防止策を検討することを目的とする。

2 検証の基本方針

廃棄物問題は、ひとたび不適正な処理が行われ生活環境に支障が生じてしまうと、その支障の除去のためには多大なる労力と費用を要することになる。したがって、早期の段階から適切な事業者指導を実施し、不適正処理の未然防止を図ることが極めて重要である。

こうしたことを踏まえ、本委員会においては、この事案に関して、客観的な事実に基づき市が講じた対応の是非について調査分析するとともに、不適正処理の再発防止に向けた課題を抽出することとし、厳正かつ慎重に検証を進めることとした。

本委員会は、当時の法令・市の指導方針、事業者への具体的な措置内容などについて行政資料を可能な限り精査し、行政の組織としての対応を当時の法令運用や事業者指導状況のもとで、何ができたか、何ができなかったかという視点から検証作業を実施した。

3 検証の方法

検証の対象は、市が組織として行った口頭または文書による指導、許可・事業停止等の行政処分などを含む行政行為（以下「市の対応」という。）である。本委員会においては、事案の経緯についてまず洗い出しを行うこととし、市の対応について、時系列にAからWまで区分した。このうち、AからCまでの期間は処分場は適切に運営されていたため検証の対象外とし、それ以降の不適正処理に対する指導が始まったD（平成7年頃）からW（平成17年）までを検証の対象期間とし、これをⅠ期（D～F）、Ⅱ期（G～J）、Ⅲ期（K～Q）、Ⅳ期（R～W）の4つの期間に分けて調査分析を実施した。

具体的には、市の対応や事業者の対応などの事実関係を各種資料に基づき調査し、問題と考えられる論点の抽出を行い、当時の市を取りまく状況などについて整理分析した上で、市の対応の是非について評価した。併せて、時系列に沿った点検評価とともに、問題発生から現在に至るまでの全期間を通じて市の対応方針、法令の運用、事業者への対応のあり方などの視点から分析し、総合的な評価に資することとしている。

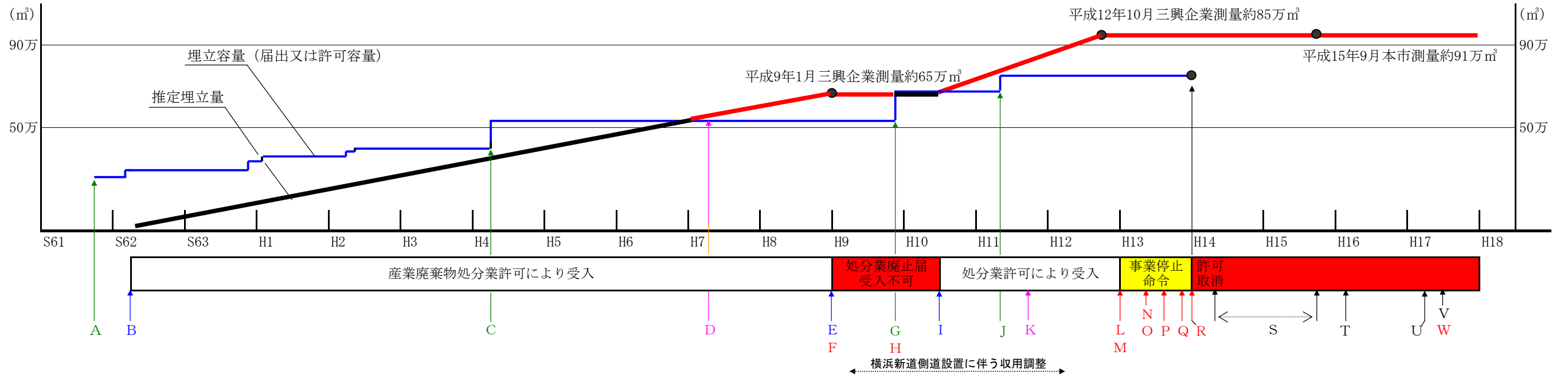
検証資料は、事案の経緯についてまとめた検証シート、決裁文書、日報、図面などの文書資料とし、文書だけでは不明な点（当時の市の認識や方針、判断の経緯など）について、当時の担当職員への聞き取りによる確認調査を事務局に指示し、実施した。また、当時の法制度や全国的な廃棄物行政の状況なども確認した。

4 委員会の開催状況

本委員会は、平成18年1月20日から平成18年11月24日まで8回開催し、検証資料に基づく調査分析とともに現地視察や先行事例の調査も行い、報告書の取りまとめを行った。

戸塚区品濃町最終処分場の埋立状況と経緯

資料



- A 昭和61年9月5日 施設設置届出 (埋立容量27万m³) 本件場所に管理型最終処分場を設置する旨の届出書を提出⇒埋立容量 271,520m³ (埋立面積 18,767m²)
- B 昭和62年4月23日 埋立処理業許可 取得済の産業廃棄物収集運搬業や処分業 (選別) に加えて、最終処分業 (埋立) の許可を取得。
- C 平成4年5月25日 施設変更届出 (埋立容量52万m³) 既設最終処分場の埋立容量等の拡大に伴う施設変更届出を提出⇒埋立容量 515,139m³ (埋立面積 21,386m²) に変更。
- D 平成7年5月12日 指示書交付 平成7年4月以降、埋立廃棄物の高さを計画高さまで下げるよう現場立入時に指導してきたが改善が見られないため、文書による指示を実施した。(計5回)
- E 平成9年2月24日 産業廃棄物処分業廃止届 最終処分場埋立終了のため、産業廃棄物処分業 (最終処分) の廃止届出書を提出。
- F 平成9年2月24日 第1回措置命令 事業者が埋立容量を測量した結果、許可容量を超過していることが判明 (平成9年1月)。産業廃棄物を過大に処分し積み上げている状態の原状回復措置を命令。
- G 平成9年12月25日 施設変更許可 (埋立容量67万m³) 横浜新道側道設置に伴う埋立区域の変更等により施設の変更許可申請が出され、これを許可⇒埋立容量 674,252m³ (埋立面積 23,899m²)
- H 平成9年12月25日 第2回措置命令 第1回措置命令に対し、横浜新道側道設置計画との調整等に時間を要したものの命令事項が履行されていないため、再度履行期限を定めて安全な形状に改善する措置を命令。
- I 平成10年6月29日 産業廃棄物処分業許可 施設の変更許可により廃棄物の受け入れが可能となったとのことで産業廃棄物処分業 (最終処分) の許可申請が出され、これを許可⇒受入容量を限定。
- J 平成11年6月24日 軽微変更届出 (埋立容量74万m³) 軽微変更届出が提出され、埋立容量が738,502m³まで拡大された。(埋立面積 25,914m²)
- K 平成11年9月から 指示書交付 平成12年12月まで 修景作業及び搬入抑制について文書指導 (12回)
- L 平成12年12月15日 第1回事業停止命令 許可容量を超えて埋立を行ったため、24日間若しくは埋立容量が施設容量以下となったことを市が確認した日まで事業停止を命じた。
- M 平成12年12月27日 第1回改善命令 高さ下げ作業による悪臭が処分場外に発散しないような措置を講じることを命じた。
- N 平成13年3月23日 第3回措置命令 廃棄物の飛散、過剰埋立による法面崩落・流出防止、浸出液による地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じることを命じた。
- O 平成13年3月23日 第2回事業停止命令 第1回事業停止命令の停止期間経過後の測量で容量超過が解消されていないことが判明したため、180日間の事業停止を命じた。
- P 平成13年9月21日 第3回事業停止命令 第2回事業停止命令で命令理由 (埋立廃棄物量が許可容量を超過) が解消されていないため、60日間の事業停止を命じた。
- Q 平成13年11月20日 第4回事業停止命令 第3回事業停止命令で命令理由 (埋立廃棄物量が許可容量を超過) が解消されていないため、90日間の事業停止を命じた。
- R 平成14年1月16日 許可取消 第3回措置命令事項が履行期限までに完遂されておらず、措置命令に違反したことからすべての処理業の許可を取り消した。
- S 平成14年4月23日 G社が第3回措置命令を代行 平成15年10月30日 G社が措置命令の履行等を目的として設立され、第3回措置命令の内容の一部を代行。(水処理については、現在も代行)
- T 平成16年2月12日 水質検査 処分場下流の公共水路の水質検査 (2回目を4月14日) を実施。BOD等有機性汚濁とホウ素が環境基準を超過
- U 平成17年3月18日 下水道仮接続工事 公共水路で水質汚濁が確認されたため、上流部の排水を下水道に仮接続する工事を実施。
- V 平成17年7月22日 刑事告発 法人及び元役員1名を廃棄物処理法 (第15条の2の4: 変更の許可等) 違反で刑事告発した。
- W 平成17年7月26日 第4回措置命令 元役員4名に対して第3回措置命令と同じ内容で必要な措置を講じることを命じた。

第2章 戸塚区品濃町最終処分場事案の概要

1 戸塚区品濃町最終処分場の概要

(1) 施設の概要

設置者：株式会社 三興企業

会社設立 昭和49年11月2日

資本金 3,200万円

会社所在地 横浜市中区扇町1-1-25

設置場所：横浜市戸塚区品濃町1622-2番地 他

当初設置届出年月日：昭和61年9月5日

施設種類：管理型最終処分場

現状：埋立容量約74万m³に対し、約91万m³の廃棄物が埋め立てられている。

埋立廃棄物の種類：汚泥、燃え殻、鉍さい、木くず、紙くず、廃石綿等13種類

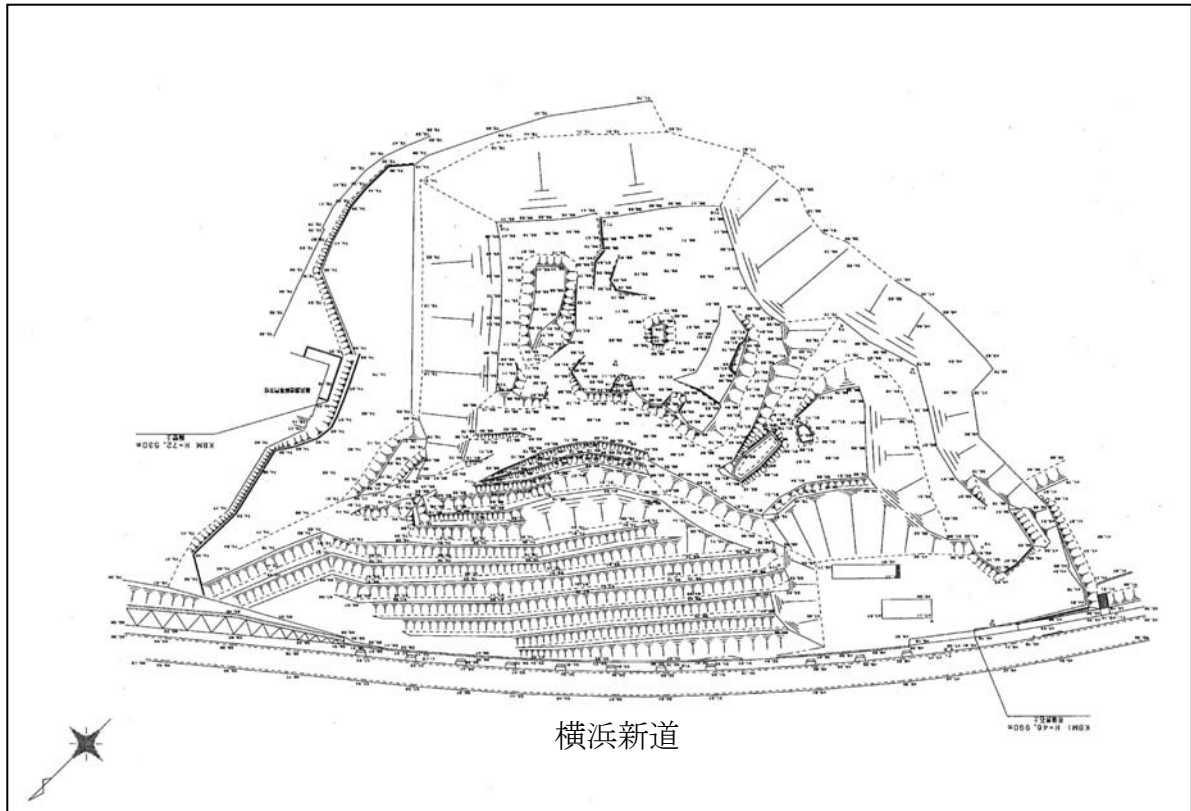
(2) 施設の主な届出・許可の経緯

届出(許可)年月日	埋立面積※()は増加量		埋立容量 ※()は増加量		届出など
昭和61年9月5日	18,767m ²		271,520m ³		設置届
平成4年5月25日	21,386m ²	(2,619m ²)	515,139m ³	(243,619m ³)	変更届
平成9年12月25日	23,899m ²	(2,513m ²)	674,252m ³	(159,113m ³)	変更許可
平成11年6月24日	25,914m ²	(2,015m ²)	738,502m ³	(64,250m ³)	軽微変更届

航空写真（平成 15 年 12 月）



平面図



位置図



2 経緯

三興企業は、戸塚区品濃町の横浜新道沿いに産業廃棄物処分場を計画し、昭和61年9月、市に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処理施設設置届を提出し、昭和62年4月には産業廃棄物処理業（最終処分）許可を取得し、処分場での受入れを開始した。その後も、埋立面積及び埋立容量の拡大を行ってきた。

平成6年頃から許可容量超過の徴候がみられたため、市は三興企業に対し平成7年度より文書指導を開始した。その後、平成9年1月に三興企業の測量で容量超過が確認されたため、市は平成9年2月に廃棄物処理法に基づき、三興企業に対して原状回復を求める第1回措置命令を発令した。併せて、事業停止命令を発令するよう手続きを進めていたが、直前に三興企業から産業廃棄物処分業廃止届出書が提出され、事業停止命令は発令しなかった。

また、当時、横浜新道拡幅事業の関連街路である市道整備事業（以下「道路事業」という。）に伴い処分場の一部が道路事業用地にかかったため、三興企業は平成9年12月に埋立地域及び面積の変更、埋立容量の拡大（約67万 m^3 ）を内容とする産業廃棄物処理施設変更許可を申請した。これを受けて、市は産業廃棄物処理施設変更許可を出した。同時に、廃棄物を安全な形状に改善するよう措置命令（第2回）を発令した。

三興企業は、平成10年6月に施設拡大部分のうち2万1千 m^3 を埋立容量の許可上限とすることを条件に、再び産業廃棄物処分業許可を取得し、廃棄物の受入れを再開した。平成11年6月には、埋立容量を約74万 m^3 とする産業廃棄物処理施設軽微変更届出書を市に提出した。

平成11年9月頃から容量超過の可能性がみられたため、市は三興企業に修景作業（減容化や急勾配の是正）及び搬入抑制に関する文書指導を行い、さらに道路用地の明渡し完了した平成12年10月に、廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収により三興企業に測量を実施させた。三興企業の報告により容量超過（許可容量約74万 m^3 に対し約85万 m^3 の埋立）が確認されたため、市は平成12年11月に受入停止を指導し、平成12年12月に事業停止命令を発令した。さらに、平成13年3月に措置命令（第3回）を発令し、法面の崩落防止、浸出液による公共の水域の汚染防止などを求めた。しかし作業が予定通り進まなかったため、平成14年1月に市は産業廃棄物処分業許可を取り消した。

なお、平成13年4月に債権者や当時の副社長などが別会社（以下「G社」という。）を設立し、同年11月頃からは自主的に措置命令の代行を始めたが、平成15年10月に「これ以上の措置命令の代行はできない」旨の文書が市あてに送付された。

その後、市は処分場の監視を強化しつつ、措置命令の履行を催告してきた。平成17年6月に処分場浸出液の漏洩が確認されたため、平成17年7月に三興企業及び当時の社長を刑事告発するとともに、主な元役員に対し第3回措置命令と同じ内容の措置命令を発令した。しかし、履行催告文書を関係者に送付しても履行の動きがみられず、市は

履行の意思はないものと判断し、平成 17 年 10 月行政代執行の手続きに着手した。

〈主な経緯〉

年 月 日	事 項
昭和 62 年 4 月 23 日	産業廃棄物処理業(最終処分)許可
平成 9 年 2 月 24 日	産業廃棄物処分業廃止届出書受理 (事業停止命令未発令) 原状回復のため第 1 回措置命令を発令
12 月 25 日	産業廃棄物処理施設変更許可 埋立容量 約 67 万 m ³ 安全な形状に改善するため第 2 回措置命令を発令
平成 10 年 6 月 29 日	産業廃棄物処分業(最終処分)許可 (容量 21,000 m ³ に限る)
平成 11 年 6 月 24 日	産業廃棄物処理施設変更届書受理 埋立容量 約 74 万 m ³
平成 12 年 12 月 15 日	事業停止命令 (24 日間)
12 月 27 日	改善命令 (悪臭防止)
平成 13 年 3 月 23 日	事業停止命令 (3 月 24 日以後業取消しまで 3 回命令) 第 3 回措置命令 (廃棄物の飛散防止、法面の崩落防止、地下水汚染の防止、浸出液による公共の水域の汚染防止)
平成 14 年 1 月 16 日	産業廃棄物処分業など全ての処理業の許可取消
平成 17 年 6 月 3 日	処分場浸出液が漏洩していることを確認
7 月 22 日	三興企業及び元社長を廃棄物処理法違反容疑で刑事告発
7 月 26 日	元役員 4 名あて措置命令 (三興企業あて第 3 回命令と同内容)

3 事案の特徴

本事案は、首都圏に位置する大都市「横浜」で発生した。市内にある希少な最終処分場であり、幹線道路沿いという立地の良さから廃棄物が集まりやすい環境であるとともに、市街地に近接しており、行政及び周辺住民は処分場の状況を容易に確認できた。

また、最終処分場の事業者に対し、市の担当部局による指導などが度々行われたことも特徴である。本事案では職員が頻繁に立入り、口頭または文書による行政指導を再三行っており、措置命令発令などの行政処分も行われた。

4 市民からの苦情などの状況

処分場への過剰な埋め立てが行われ始めた I 期から産業廃棄物処分業など三興企業の全ての処理業の許可を取り消した後の IV 期まで、検証の対象としたほぼ全期間にわたって悪臭や景観についての苦情が市民から寄せられていた。最も苦情が多かった時期は III 期であり、修景作業に伴い廃棄物の急激な移動を行った際の悪臭の苦情が 65 件、健康について心配する声が 23 件寄せられた。

これらの市民からの苦情を受けて、市は三興企業に対して、悪臭対策を取りながら作業を行うよう文書指導したり、改善命令を発令するなどの対応を実施した。

第3章 市の対応状況などの調査結果

1 平成7年頃から平成9年2月まで（I期）

（1）平成7年頃から平成9年の廃棄物高さ下げなどの指導（D）

ア 指導経過

三興企業への埋立廃棄物の高さ下げに関する口頭指導を平成6年頃から行っていたが、平成7年3月に市が簡易な容量調査を行い、許可容量を超えている状況を確認したため、平成7年5月12日に埋立容量超過に関する顛末書の提出などを初めて文書指示した。これを受けて、三興企業からは同年9月に「届出している許可容量を超えているが廃棄物の減容を考慮せずに測量したためであり、減容化作業を実施する」などを内容とする顛末書が提出された。

その後、市は、受入制限計画書、及び仮埋立廃棄物の減容化実施計画書の提出、速やかな高さ調整及び法面修景を行うことなどを文書指示した。しかし、高さ下げ工事がおおむね完了した後も廃棄物の総容量が処分場の許可容量を超過しているおそれがあったため、平成9年1月10日に指示書により埋立容量の測量の実施を指示した。

イ 論点

この間の市の指導状況をみると、平成6年度から平成8年度までの3年間に立入指導を計168回、また、廃棄物の高さ下げなどを指示した指示書交付を計8回行っている。

市はこのように長期にわたり、再三、立入指導、文書指導を行っていたが、結果として、三興企業は許可容量を超えた埋立状態となった。もっと早い段階で強制力のある法に基づく行政処分を実施すべきではなかったか。

ウ 当時の市の方針

廃棄物処理法では、処分場の処理能力について、埋立面積と埋立容量が定められており、高さに関しては許可申請時の添付資料に計画上の高さが記載されるだけである。そのため、高さの是正は行政指導としては可能であるが、強制力のある改善命令などの行政処分の対象とすることはできない。また、本事案のように大きく複雑な形状の処分場の場合には、埋立容量の把握は目視では困難であった。さらに、当時の廃棄物処理法には埋立容量の確認に必要な測量を最終処分場の設置者に義務づける規定はなかったが、市は処分場の管理は設置者の責任で行うべきとの理由から、測量は三興企業が行うものであると考えていた。

また、市の廃棄物行政として、市内から排出される多量の産業廃棄物の適正処理を推進するためには、市内に処分場を確保することは重要であり、当該処分場にお

いては、受け入れ制限を指導しつつも、処分場の存続は必要であると考えていた。当時の市の事業者指導に係わる方針は、立入時に不適切な点が確認された場合は口頭で指示し、それが改善されなければ文書（指示書）指導に切り替え、必要な是正を図るという方法を行っていた。当時指導を行っていた他の処分場では、こうした指導方法で不適正処理事案の解決が図られていた。本事案の処分場についても、当初の口頭指示に対して、三興企業は報告書などの提出期限を延ばすことなどはあったが、基本的に市の指導に従っていた。

（２）平成９年２月の処理業廃止届及び第１回措置命令（E及びF）

ア 指導経過

平成９年１月に、三興企業及び市の測量によって埋立廃棄物量が約67万3千³m³と計測され、許可容量51万5千³m³を大幅に超過していることが判明した。また、埋立法面が最も急な箇所において勾配60度以上にもなり、特に地震や多量降水時において法面崩壊の起きる可能性が危惧された。このため、市は、許可容量の超過を根拠に産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業（いずれも最終処分に限る）の55日間の事業停止命令の不利益処分を行う手続きを進めていた。しかし、事業停止命令発令の直前の平成９年２月24日に三興企業から、埋立終了に伴う産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業（最終処分）の廃止届出書が提出された。

また、市は、埋立法面の崩壊の危険など生活環境保全上支障が生ずるおそれがある事態を踏まえ、平成９年２月24日に、①産業廃棄物を過大に処分し積み上げている状態の原状回復措置をとること、②措置の履行にあたっては、事前に計画書を作成し、市の指示の下で行うことの２点を命令事項とする措置命令を発令した。

この措置命令に対して、三興企業は、平成９年４月18日に施設の変更許可による拡大及び減容作業によって修景を行う旨の改善計画書を提出し、修景作業などを行い、一定程度は措置命令を履行していた。

イ 論点

事業者からの処分業廃止届の提出により、事業停止命令は発令することができなくなったが、廃止届が提出される前に、行政処分として事業停止命令がかけられなかったのか。

ウ 当時の市の方針

市は、事業停止命令と措置命令は同日に両方発令することを予定していた。すなわち、三興企業には産業廃棄物処分業の事業停止により新規廃棄物受入れを止めさせ、その間に措置命令に盛り込まれた原状回復措置を履行させることを意図していた。しかし、三興企業から法令の規定に従い処分業の廃止届出書が提出されたため、

これを受理せざるをえなかった。

なお、措置命令の命令事項における原状回復とは、施設の設置届出の図面の状態に戻すという意味であった。

2 平成9年12月から平成10年6月まで（Ⅱ期）

（1）平成9年12月25日の施設容量変更許可及び同日の第2回措置命令（G及びH）

ア 指導経過

道路事業の事業用地内に三興企業の産業廃棄物処分場の一部がかかることとなり、平成8年7月から三興企業と道路事業者（旧日本道路公団及び横浜市）の間で用地補償交渉が行われていた。しかし、用地補償交渉が難航したため、道路事業者は土地収用法に基づき神奈川県知事に道路事業の認定を申請し、平成9年3月に認定を受けた。これにより、処分場の一部が道路用地になることが正式に決定し、第1回措置命令の内容である原状回復が困難となった。

こうした中で、三興企業は、補償交渉に影響のある廃棄物の移動はせずに破砕機や溶融機による減容作業を行ってきた。しかし計画どおり進まず、第1回措置命令の履行期限である平成9年4月を過ぎても措置命令の履行は完了しなかった。三興企業は、許可容量超過の状態を改善するために、埋立区域と埋立形状の変更、埋立容量の拡大が必要であるとして、産業廃棄物処理施設の変更許可申請を行った。

平成9年12月25日、市は、三興企業からの許可申請を受けて処理施設変更許可を出すとともに、改めて、同日に廃棄物を安全な形状に改善することを命じる第2回措置命令を発令した。

イ 論点

三興企業は、平成9年2月以降第1回措置命令の内容を十分に履行せず、また、同年2月に処分業の廃止届出書を提出した。こうした中で、市は三興企業から埋立容量を拡大する施設変更許可申請を受けて、許可を行ったのは妥当であるのか。また、施設の変更許可に際して措置命令が未完了の状態でも許可基準を満たしていると判断できるのか。

さらに、施設の変更許可と第2回措置命令の発令が同時に行われていることは問題ないのか。

ウ 当時の市の方針

第1回措置命令に盛り込まれた廃棄物の過剰積み上げに対する原状回復については、埋立廃棄物の法面勾配が最大で60度以上になるなど、生活環境保全の面から緊急の対策が求められる状況であった。しかし、市では、既に搬入された産業廃棄物を埋め立てが終了していない処分場から場外に搬出することは、廃棄物処理法上、

埋立処分の再委託に該当し、多数の排出事業者からの承諾を得る必要があるため、廃棄物の場外搬出の実施は事実上困難であると受け止めていた。加えて、三興企業は道路事業に伴う土地収用により埋立区域及び埋立形状の変更が求められており、市においても公共性の高い道路事業を促進する観点から、土地収用の推進が必要と考えていた。

市は、これらを総合的に考慮し、過剰積み上げの産業廃棄物の改善により安全な形状を早急に確保しつつ、併せて土地収用に伴う埋立区域などの変更を円滑に実現するには、処分場の拡大が最も現実的であると判断した。そこで、事業者からの申請を受けて、処理施設の埋立区域及び埋立形状の変更、埋立容量の拡大を内容とする変更許可を行った。

また、第2回措置命令は、土地収用の事態が発生し、第1回措置命令の原状回復を履行することが不可能となったものの、現場の状況からは依然として埋立廃棄物の崩落が危惧されたことから、措置内容を安全な形状にすることに變更して改めて命令を発令したものである。この措置命令における安全な形状とは、最終処分場設置者に対する指導根拠である「横浜市産業廃棄物の処理用地の設定等に関する指導要綱」で定めている最終処分場の法面の勾配角度や植栽などを意図している。

措置命令の履行期限が平成11年6月30日までと長期間になった理由は、最終的には道路事業工事に伴う廃棄物流出防止施設としての擁壁設置工事などが終わらないと措置命令事項の履行が完了できないことを考慮して設定したものである。

(2) 平成10年6月29日の処理業再許可（I）

ア 指導経過

三興企業は、平成9年12月の施設変更許可によって増設された拡大部分に側道予定地上の廃棄物及び過剰埋立廃棄物を移動してもなお埋立容量が確保できることが見込まれるため、平成9年2月の廃止届により停止していた最終処分業を再開することとし、平成10年4月に産業廃棄物処分業（最終処分）の新規許可の申請、平成10年5月に特別管理産業廃棄物処分業の変更（廃石綿等の埋立処分の追加）許可の申請を市に提出した。

市は、これらの申請内容について法令の許可基準上の適合性を審査したうえで、施設の拡大部分（約15万9千 m^3 ）のうち受入容量を2万1千 m^3 に限る許可条件を付して、平成10年6月に産業廃棄物処分業などの許可を行った。

イ 論点

平成9年2月の事業停止処分（実際には産業廃棄物処分業廃止届により発令されず）に至る経緯、その後の二度に及ぶ措置命令の発令、あるいはこの間の再三にわたる口頭・文書指導などを総合的に考慮すると、仮に許可を与えても適正処理が期

待できないと考えられ、許可に係る欠格要件の一つであるおそれ条項（※1）に照らし、不許可処分をすることが妥当ではなかったか。また、許可申請書に添付された決算書が債務超過であり、経理的基礎がないと判断して不許可にすべきではなかったか。

さらに、措置命令を履行中の施設であっても、法令に定める許可基準の施設の具備といえるのか。つまり、第2回措置命令の完了を待たず、許可としたことは妥当であったのか。

※1 「おそれ条項」

廃棄物処理法第7条第4項に規定される一般廃棄物処理業の許可に係る欠格要件の一つで、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」と規定されている。産業廃棄物処理業許可についても読替規定により適用されるほか、平成12年の改正により産業廃棄物処理施設許可についても読替規定により適用されている。

ウ 当時の市の方針

市の廃棄物行政における許認可業務においては、産業廃棄物処理業の許可は法定の要件を満たせば許可しなければならない、いわゆる羈束裁量（※2）と考えていた。このため、処理施設変更許可で拡大した埋立容量のうち、第2回措置命令の履行に要する分などを除いても2万1千m³の埋立容量が確保されると見込まれ、許可申請の内容が許可基準を満たしていたことから許可を行った。

当時、三興企業は地元からの要望があった幼稚園・調理師学校前の修景作業などを措置命令の一環として進めており、市はおそれ条項の適用に関する国の通知（産業廃棄物処理業の許可事務取扱要領）に照らして、「その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」にはあたらないと判断した。この時点で産業廃棄物に関する事務は、地方自治体が国の機関として国の事務を委任を受けて執行するいわゆる「機関委任事務」であった。（機関委任事務はその執行にあたり国の包括的な指揮監督を受けることとされていた。その後、平成12年4月の地方分権一括法の施行によりこの制度は廃止され、産業廃棄物に関する事務は法定受託事務となった。）

また、三興企業は措置命令を履行中であるが、施設変更許可による拡大部は遮水シートなど施設の大部分が完成しており廃棄物の受入れが実質上可能であったことなどから、施設の具備という許可基準は満たされていると判断した。

経理的基礎に関しては、法人税の納付を行っていることや、新設処分場を市外に設置する計画があることなど、一定の収入の見込みがあることから、経理的基礎があると判断した。

※2 「^{きそくさいりょう}羈束裁量」

行政処分に当たりその処分をするかしないかについて行政庁の判断の余地がないことをいう。産業廃棄物処理業及び施設許可処分においては、法令で定めた要件に適合する場合は行政庁に許可するか否かについての裁量がなく（羈束されている）、許可をしなければならないと解釈されている。

3 平成11年9月から平成12年12月まで（Ⅲ期）

（1）平成11年9月から平成12年12月の廃棄物高さ下げなどの指導（K）

ア 指導経過

三興企業の平成11年6月以降の廃棄物受入量の報告から、平成11年9月末時点で許可容量を超えるおそれがあることや、高さ下げ作業が不十分であったことから、市は高さ下げや埋立区域外での廃棄物の積み下ろしにかかわる指導（平成11年9月から平成12年12月までに立入指導を78回、文書指導を12回）及び廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収を4回実施した。

これらの行政指導などに対し、三興企業は、報告書の提出や一部の修景作業を行っていたが、高さ下げ作業が進んでいないことについては「廃棄物の減容化作業中であり、容量超過は一時的なものである。道路用地収用のための廃棄物移動作業中のための仮置きである」などの主張を繰り返していた。

この間の道路用地収用関係の状況として、平成10年7月から平成11年8月まで収用委員会が開催され、平成12年3月に和解し、明渡し期限が平成12年9月末とされた。明渡し後の平成12年10月、市は廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収により三興企業に測量を実施させた結果、埋立容量は約85万 m^3 となっていた。

イ 論点

平成11年9月以降、立入指導、指示書交付などが繰り返し行われており、以前の指導経過（特にⅠ期D）を総合的に考慮すれば、より早期の時点で事業停止などの行政処分を行い、新規受入廃棄物量を大幅に削減するなど、事態の改善に努めるべきではなかったか。また、早期に行政処分を行わなかったことが廃棄物量の拡大を招き、事態をより深刻化させることになったのではないか。

ウ 当時の市の方針

平成11年秋頃までは措置命令の履行（高さ下げと減容化）を行わせることが指導の中心であり、口頭あるいは文書により指示していた。これに関して事業停止などの行政処分を発令するためには、廃棄物埋立容量を正確に把握し、許可容量を超えているか否かの判定が必要であった。同年の秋以降、急激に処分場への廃棄物搬入量が増え、廃棄物の埋立高さは高くなっていったが、日常的に簡便な手段で確認できるのは搬入廃棄物の重量のみであり、埋立容量を把握することはできなかった。

正確な埋立容量を把握するためには測量が必要であるが、市は三興企業の責任で測量を行うべきであると考えていた。しかし、三興企業の処分場は埋立地形が複雑であり、測量を行うには埋立作業を1～2週間中断させなければならない一方、道路用地の明渡し期限である平成12年9月までに廃棄物の移動を完了させなければならないことなどから、市は当初、三興企業に測量を行わせることを強く指導することは行わなかった。

市は明渡し終了後に三興企業に測量を行わせ、許可容量超過が明らかになれば事業停止を行うという方針を平成12年8月頃には固めていた。

平成12年9月の道路用地明渡し終了後、三興企業は明渡しのために一時的に積み上げた廃棄物を修景する作業を加速させた。しかし、平成12年11月以降、廃棄物の急激な移動に伴い臭気の発生が著しくなり、処分場周辺の市民から悪臭に対する多くの苦情が寄せられていた。市は、周辺への生活環境に及ぼす影響を考慮し三興企業に十分な悪臭対策を講じるよう指導したが、修景作業を急がせることは難しくなった。

4 平成14年1月から平成17年7月まで（Ⅳ期）

（1）平成14年1月から平成15年10月までのG社による措置命令代行（S）

ア 指導経過

三興企業は平成13年1月に2回目の不渡りを出し、事実上倒産した。市は、平成13年3月に発令した第3回措置命令が履行期限までに行われなかったため、平成14年1月に三興企業の全ての処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業）の許可を取り消した。

三興企業が措置命令を履行せずに放置した最終処分場の管理業務を可能な範囲で行うことなどを目的として、平成13年4月にG社が設立された。G社は、平成14年1月に民法第697条の事務管理の規定などにより措置命令の代行を市に申し出た後、排水処理施設の運転管理及び急傾斜の改善や、植栽等の修景作業などを続けた。

しかし、平成15年10月には最終処分場の維持管理費が捻出できず事業計画書の履行が不可能であるとして、G社の修景作業は中断された。

（G社の概要）

設立年月日 平成13年4月6日

設立趣旨 三興企業は平成13年1月4日に2回目の不渡りを出し事実上倒産した。同年1月20日の債権者集会において、債権者全員から再建に向けて支援・協力する旨の賛同を得て有志10名の出資により設立された。

事業概要 地球環境保全の観点から、三興企業が放置した最終処分場の管理業

務をできうる範囲で行い、健全なる産業廃棄物処理業を目標とする。

イ 論点

G社からの三興企業に対する措置命令の代行の申し出にかかわらず、生活環境の保全を図るために、市はより早い段階で代執行を決定するべきではなかったか。

ウ 当時の市の方針

市は、三興企業に対して措置命令履行を指導していたが、事実上の倒産状態となり措置命令の履行が困難となった状況で、G社からいわばボランティアのような形で措置命令を履行するとの申し出があり、それを受け入れた。しかし、処分場に関する廃棄物処理法に基づく指導や行政処分の対象は三興企業であり、G社ではないとの認識はあった。

市は、代執行についても検討はしていたが、G社が代行している状況を見守ることとした。

第4章 評価

1 評価の方法

事案の対象期間が10年という長期間であるため、この間を経緯に従って4期に区分し、市の対応状況に関して調査分析を進めた。対象期間のⅠ期からⅣ期までの行政対応は互いに密接な関連があることから、各期ごとに論点の抽出及び当時の市の対応について整理し評価を行うとともに、その結果を踏まえて全体を通じた総合的な評価を行うこととした。

2 各期ごとの整理及び評価

(1) 平成7年頃から平成9年2月まで（Ⅰ期）

ア 平成7年から平成9年までの廃棄物高さ下げなどの指導（D）

当時の法令では処分場設置者に埋立容量測定義務はなかったが、平成17年4月の法改正で処分場残余容量の測定の義務が課せられた。

当時の国の指針（「産業廃棄物処理業者に対する業の許可の取消等の指針」平成6年10月通知）では、具体的な処分基準についての記述はなく、平成13年5月の「行政処分の指針について」において、具体的な基準が初めて示された。また、廃棄物処理法に基づき実際に発令された行政処分は全国的にみても年間100件程度にとどまっていた。このため、市は三興企業に不利益処分を発令することに関しては慎重になり、平成6年から8年までの3年間で168回の立入調査や文書指導などを行っていたにもかかわらず、結果として行政処分（措置命令及び事業停止命令）の発令が遅れてしまった。

行政処分の発令が事態の推移に迅速に対処できなかった点については、①市の指導（口頭及び文書）に対し、三興企業は指導事項について不十分であったが対応していたこと、②行政指導から行政処分に切り換える判断基準が組織として明確になっていなかったこと、③行政処分に関する国の指針がなく、市の行政処分の実績もない状況下で、処分の実施に慎重になったこと、④測量について最終処分場の設置者に法的な義務がなく、強力な指導が難しかったこと、などが考えられる。

市は、頻繁な立入りや継続的な行政指導を行っていたが、次の段階へ切り換えるタイミングに結果として遅れがみられ、より強力な指導や行政処分の実施が遅れたことは反省すべき点と考える。

イ 平成9年2月の処理業廃止届及び第1回措置命令（E及びF）

許可容量の超過に対して、市が準備していた事業停止命令が発令できなかったのは、三興企業が産業廃棄物処分業廃止届出書を提出したことによる。これは行政手続法上、市は裁量の余地なく廃止届出書を受理するものであり、当該廃止届出書に

より事業停止する対象がなくなってしまったためである。

こうしたことから市が廃止届出書を受理したことについて齟齬はなかったものと認める。

(2) 平成9年12月から平成11年6月まで(Ⅱ期)

ア 平成9年12月25日の施設変更許可及び同日の第2回措置命令(G及びH)

市は第1回措置命令が完全に履行されない状況下で、産業廃棄物処理施設変更許可を行ったが、生活環境の保全という観点を重視すると許可すべきではなかったという考えもある。しかし、当時の処理施設の許可基準には、おそれ条項などの欠格要件や経理的基礎に係る規定がなく、申請書の内容が技術上の基準を満たし、災害防止のための計画が整っていれば許可しなければならない羈束裁量であった。このことは、国の通知にも示されているほか、当時の判例でも確認されており、市の判断は妥当であったといえる。

第1回措置命令は、廃棄物の過剰積み上げに対する原状回復という具体的かつ限定的な状態を求めているものであるが、発令後、道路事業の認定が行われたことにより、命令事項が履行できなくなってしまった。また、その履行期限は平成9年4月20日までとしていたが、期限までに措置を完了することは事実上困難であり、第1回措置命令は履行不能な状況になった。

そこで、処分場における産業廃棄物の過剰積み上げの改善など生活環境の保全を図るため、市は第2回措置命令を発令した。第2回措置命令は、第1回措置命令の問題点を踏まえ、内容の整合を図りながら改めて措置すべき内容を命令をしたという一面がある。第2回措置命令は「処分場を安全な形状に改善する措置を講じること」という一般的な表現とし、履行期限も道路事業を考慮した期日としていた。

このように改めて措置命令を発令するような状況に至った要因は、全国的にみても当時産業廃棄物処分場に対する措置命令の事例が少なく、第1回措置命令が実質的に、市が行った産業廃棄物処分業者に対する初めての行政処分であり、行政命令及びその運用に関する知識や経験が十分なものではなかったことが考えられる。市は、第1回措置命令の内容や発令時期などについて、状況に即した適切な対応が十分にできなかったことを反省すべきである。

一方、施設の変更許可と第2回措置命令が同時に出されていることについては、生活環境の保全や公共性の高い道路事業への配慮という観点から、市は許可容量の拡大などに係る処理施設の変更許可を行い、さらに、崩落などの危険防止を事業者確実に実行させるために、改めて措置命令を発令したという状況を踏まえると、やむを得なかったと認められる。

イ 平成10年6月29日の処理業再許可（I）

当時の許可事務に係る国の指針（平成10年5月厚生省通知。以下「平成10年指針」という。）では、産業廃棄物処理業許可の性質について、「申請に係る事業の内容に応じ、申請者の有する施設及び能力が規則に定める基準に適合するかどうか審査し、これに適合する場合、当該申請者が欠格要件に該当すると認めるときを除き、許可を行うものであること」と規定されており、都道府県知事などには許可の裁量権は与えられてなかった。

また、おそれ条項を適用して不許可にする場合については、平成10年指針では、「繰り返し許可の取消処分を受けていること、法令違反を繰り返しており行政庁の指導等が累積している場合などで、かつ資質や社会的信用の面から許可しても適正処理が期待できないことが明らかな場合に、この条項を適用し不許可とすることができる」とされていた。おそれ条項を適用するにあたっては、全国的な統一性及び公平性を確保する必要があることから、国と協議することが求められていた。

三興企業は、この時点では許可取消しは受けておらず、措置命令についても履行している状況であり、当時の国の指針に照らすと、市がおそれ条項適用による不許可処分とすることは困難であると判断したことはやむを得ないことと認められる。

次に、許可基準の一つである経理的基礎の有無について、市は法人税の納付状況の確認及び過去の収支状況や将来の収支計画を審査して経理的基礎があると判断していた。

なお、現在の国の指針では債務超過状態などの具体的な判断基準に加え、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させることなどが示されているが、平成10年指針では示されていなかった。

本委員会では、参考までに、当時の三興企業の経理的基礎の状況について、当時の資料を基に中小企業診断士に依頼して診断を求めた。その結果、「業が再開されれば売上げは期待できるが、借入金が増えてしまったため事業継続は当分苦しい状況が続くと思われる」との判断が示され、当時の三興企業の財務状況は直ちに経理的基礎がないとまではいえないとのことであった。

また同様に、本委員会では、環境省に対し措置命令の履行が完了していない施設であっても、施設が具備しているとして処理業の許可基準を満たすと考えられるかについて確認した。その結果、「措置命令の履行状況は、産業廃棄物処理業許可の基準である施設の具備の有無の判断材料とはならない」との見解が示された。

以上の諸点を総合的に考慮すると、市が、三興企業の処理業再許可の申請に際して、廃棄物処理法の許可の基準を満たしていたと判断し、許可したことはやむを得なかったと認められる。

しかし、この許可により産業廃棄物の搬入が再開され、結果として許可容量を超過してしまった状況を踏まえると、おそれ条項の積極的な活用について国と協議す

るなどの対応をしなかったことは、反省すべき点であると考えられる。

(3) 平成11年9月から平成13年11月まで(Ⅲ期)

ア 平成11年9月から平成12年12月までの廃棄物高さ下げなどの指導(K)

平成11年9月以降においても、以前と同様に立入指導、指示書交付などが繰り返して行われており、市は、より早期の時点で事業停止などの行政処分を行うべきであった。

この間の市の対応を点検すると、①Dで行われた指導などの問題点が十分に改善されないまま、その後も同様な対応をしていること、②行政指導について口頭指導から文書指導へ、行政指導から行政処分へと円滑に移行するための判断基準を組織として持っていなかったこと、③当該処分場は複雑な形状であり、埋立容量を正確に把握する方法は測量しかなかったが、測量を実施するには一定期間廃棄物の受入れや道路事業用地の明渡しのための廃棄物の移動作業を制限することが必要であり、公共性の高い道路事業用地の明渡しを最優先に考えたため、三興企業に測量実施を強く指導できなかったこと、④測量は、本来最終処分場の設置者が行うものと市は考えており、迅速に測量する体制がとれなかったこと、などが挙げられる。

正確な測量が難しいとしても、市は埋め立てられた廃棄物の比重の測定など、埋立容量を数値的に把握する方法を検討するべきであった。

これらの結果として、Dにおいて速やかな行政処分ができなかったという経験が活かされず、ここでも行政処分を積極的に運用できずに、廃棄物の過大な積み上げという事態を招いたことを市は反省すべきである。

(4) 平成14年1月から平成17年度まで(Ⅳ期)

ア 平成14年1月から平成15年10月までのG社による措置命令代行(S)

この期間では、平成14年1月に三興企業の産業廃棄物処分業をはじめとする全ての産業廃棄物処理業許可を取り消してから、行政代執行手続きを進めることを明確にした平成17年10月までに3年9か月を要している。

行政代執行に踏み込む判断が遅れた理由としては、①G社は、平成14年1月から15年10月までの1年10か月にわたり、三興企業に発令した措置命令の履行のための作業を続けていたこと、②三興企業は既に倒産状態であることから、行政代執行した場合に費用を回収できる見込みがなく、市の財政状況の厳しい中では経費の確保は難しい状況であったこと、③産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行については市に実績はなく、体制が整っていなかったこと、などが挙げられる。

これらは、当時の市を取り巻く状況などを考えると一概に否定されるべきものではないが、生活環境保全の観点から、G社による措置命令の履行を待つのではなく、他の自治体での行政代執行の事例を調査するなど市の執行体制を整え、より早い段

階で行政代執行を選択することは不可能ではなかったと考える。

3 総合評価

(1) 産業廃棄物処理の原則と廃棄物行政 ～総合評価の視点として～

産業廃棄物の適正処理を確保し、生活環境を保全するためには、行政が廃棄物処理業者を指導監督し、廃棄物処理業者は法を遵守することはもちろんのこと、事業者は積極的に環境に配慮した事業活動に努めなければならない。

そもそも産業廃棄物は事業活動に伴って発生しており、廃棄物発生の原因者である排出者を抜きに考えることはできない。廃棄物処理法第3条は「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定めている。これは「排出者責任」といわれ、産業廃棄物処理の原則である。その根本には、環境汚染に責任を持つ者がその保全にかかる費用を負担すべきとするいわゆる「汚染者負担の原則」がある。排出者においても、環境への負荷を与えていることから汚染者の一人であり、これらの原則の下、分別を行ったり、自らあるいは廃棄物処理業者に委託して、廃棄物の適正な処理に万全を期すことが求められている。

廃棄物行政において、市は廃棄物処理業者に対して市民の生活環境の保全の面から、規律ある指導と法令に基づく行政処分を行う必要がある。また、市内において廃棄物処理施設の立地を促進し、健全な廃棄物処理業を育成することにより、市域での廃棄物適正処理を推進することも求められている。したがって、市はこれらの施策を均衡させつつ、適切に運用することにより、廃棄物行政の目的を達成していくことが必要である。

生活環境の保全は、廃棄物処理法の主要な目的の一つであり、その実現には行政、排出者、処理業者、市民などあらゆる主体がかかわっていく必要がある。関係する各主体が適切にその役割を担い、行動することで産業廃棄物の適正処理が行われるのである。その中で、市は、自らの責任と役割を深く自覚し、行政権限を適切に執行して市民の生活環境の確保に全力を尽くす必要がある。

(2) 総括

本事案では、対象時期ごとに市の対応について当時の法令などの規制内容や許可の基準などを基に検証を行ったが、廃棄物の過剰埋め立てという不適正処理と、特定の行政行為との間に直接的な因果関係を確認することはできなかった。しかし、I期からIV期までの期間を通じて行政の各行為が互いに密接に関わっていたことを考慮すると、この間の市の対応については、過去に生じた課題が速やかに改善できていなかったことや、法令の条文や国の通知の文言にとらわれて事態の進行を踏まえた積極的な対応ができなかったことを指摘することができる。また、三興企業が措置命令を部分的には履行していたことをもって同社の対応能力に必要以上の期待を寄せた結果、行

政代執行や告発に踏み切るタイミングに遅れが生じたことも指摘しなければならない。本事案においては、こうしたことが要因となり、健全な廃棄物処理業の育成と廃棄物の適正処理の推進という二つの目的の均衡が崩れ、廃棄物の過大な積上げという結果を招いてしまった。

換言すれば、全期間を通じて、許認可に係る個々の行政行為は法令等の文言に沿って行われていたが、許可後の三興企業への行政指導や行政処分に関し、迅速かつ効果的な対応が図られるべきであった。市は、前例がなくとも積極的に行動することなどにより、生活環境の保全を推進すべきであったといえることができる。

市は、三興企業の不適正処理の結果を真摯に受け止め、今後このような事案が二度と生じないよう再発防止につなげていく必要がある。

第5章 再発防止のために

本委員会は、本事案に関する市の対応を検証した結果を踏まえて、今後の産業廃棄物行政を適切に遂行していくために、再発防止策として検討すべき基本的事項を整理し、提言する。

1 処分場における効果的な指導

埋立処分に対しては、埋立容量の的確な把握が重要であり、許可容量超過のおそれがある場合には、初期段階で是正を図るなどの対応が必要である。

現行法令では、処分場設置者に対し処分場の残容量の測量は義務化されているが、処分場の残容量がわずかと思われる処分場については、報告徴収や立入指導を効果的に行うことや、必要に応じて市による測量を実施することなど、埋立終了の時期を早期かつ的確に予測して、処分場設置者を指導することが求められる。

2 行政指導に係わる基準の作成

口頭指導から文書指導への切り替え、文書指導の的確な運用方法、測量の実施、行政指導から行政処分への適切な切り替えなど、事業者の状況に応じた的確に対応するシステムが必要である。

定期立入などによる不適正処理の発見から行政指導、報告徴収による事実認定を含む行政処分適用についての基準を、国の行政処分の指針に基づき策定することが求められる。職員の裁量範囲をできるかぎり減少させるとともに、客観性や透明性が高い行政指導及び行政処分を迅速に執行できる体制とすることが必要である。違反の状況によっては、指導を経ずに速やかに行政処分を行うことも考慮する必要がある。

3 廃棄物処理業者指導の充実

廃棄物処理業者の指導には、市民の生活環境の保全のための厳格な行政処分を行う必要がある一方、市内において健全な廃棄物処理業者を育成することにより、廃棄物適正処理を推進することも求められる。具体的には、次のような対策が考えられる。

(1) 立入検査の充実

不適正処理事案への指導に限らず、事案の拡大を未然に防ぐため、廃棄物処理業者に計画的な立入検査を実施する。実施にあたっては、検査事項の明確化、過去の指導経過などの引継ぎの徹底による継続的指導の確保、違反のおそれがある事業者への重点的立入検査の実施などにより、検査の充実を図る。

(2) 廃棄物処理業者情報の公表

排出事業者が廃棄物の収集運搬及び処分に係わる委託業者の選定に際し、参考となるよう廃棄物処理業者の行政処分情報を公開する。また、一定の基準を定めて廃棄物処理業者を評価し（例えば優良業者認定制度）、その結果を公表することで、廃棄物処理業者の意識向上を図る。

(3) 監視・指導体制の充実

不適正処理の防止のためには早期対応が不可欠である。市民から寄せられる産業廃棄物の不適正処理に関する苦情などに対して、迅速かつ継続的な現場確認・指導を行うことができるよう、監視・指導体制の充実を図る。

(4) 排出事業者と連携した廃棄物処理業者指導

廃棄物の処理責任は排出事業者にあることを踏まえ、廃棄物処理業者の不適正処理事案については、排出事業者への確認調査・立入指導などを行い、産業廃棄物管理票や帳簿などを基に排出事業者に関する情報を早期に収集するなど、排出事業者指導と連携した廃棄物処理業者指導を実施する。

また、汚染者負担の原則や原因者負担の原則に基づき、不適正処理などに関係した事業者などの法的責任の所在を明らかにし、責任を追及する。

4 組織内の情報共有と専門技術の向上

廃棄物処分場については長期間にわたり事業が継続されるケースが多いため、行政として客観的かつ透明性の高い対応を図っていく必要がある。

(1) 許可審査の平準化と継続性の確保

担当職員が変わっても一貫した許可審査水準を確保していくため、許可審査時におけるチェックシートの活用などにより審査水準の平準化と継続性の確保を図る。また、産業廃棄物処理業の更新許可にあっては、立入検査や指導の結果が反映できるよう指導記録の充実を図る。

特に、問題行為が連続した案件においては、有識者への諮問などによりおそれ条項の積極的な適用を図ることも考慮する。

(2) 実施体制の強化

施設審査、処理業許可、苦情対応など、組織内の各部門が有機的に連携し、効率的・効果的な指導体制を確保する。

(3) 職員技術能力の向上

廃棄物問題に関する研究発表や研修会への積極的な参加、組織内での事例研究の実施などにより、職員間における情報の共有化及び専門技術の向上を図る。

5 関係機関との連携

産業廃棄物不適正処理の未然防止及び改善に向けて、庁内関連部門や警察などと適切な連携を図ることが必要である。

そのために、環境関連部門、用地規制部門など庁内の関連部署や国、県、警察などの関係機関と日頃から情報交換などに努め、相互に連携した効果的な指導の実施を図る必要がある。

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会委員名簿

(五十音順)

	氏 名	所 属 等	専門分野
◎	おがのしょういち 小賀野 晶一	千葉大学大学院教授	法律
	さくもとなおゆき 作本 直行	独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所	国際環境
	たかい かえこ 高井 佳江子	弁護士	法律
	たなか みつる 田中 充	法政大学教授	環境行政学
	とくえ よしのり 徳江 義典	横浜国立大学大学院教授 弁護士	法律

◎委員長

発行 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会

事務局 横浜市資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課

横浜市中区住吉町1-13 松村ビル8F

TEL:045-671-2511 FAX:045-651-6805

みんなで分別 大きな成果
1100億円節減達成!! **ヨコハマはG30**
リー サンプル